

環境省令第五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第七条第四項の規定に基づき、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年二月十九日

環境大臣 若林 正俊

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第五の二の項の一の口に次のただし書を加える。

ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壤を埋める必要がない場合は、この限りでない。

別表第五の二の項の一の八中「土壤の埋め戻しを行った後、埋め戻しを行った土地に」を「土壤の埋め戻しを行った場合には埋め戻しを行った土地又は埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁に、土壤の埋め戻しを行わなかった場合には掘削を行った土地又は掘削された場所にある地下水の下流側の周縁に」に改

める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。